

事務連絡
令和6年2月26日

事業主様

東京文具工業健康保険組合

令和6年度において施行される主な改正事項等について（お知らせ）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より当組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先般、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」が公布されました。

つきましては、令和6年度において施行される主な改正事項等について、下記のようにご通知いたしますので、ご担当者様及び被保険者並びに被扶養者の皆様へご周知くださいますようお願いいたします。

なお、各改正事項の施行時期が近づきましたら、改めて具体的な内容をご通知いたしますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

記

1. 健康保険証の廃止（令和6年12月2日より施行）

健康保険証の交付が廃止となります。

廃止後に医療機関で受診する際は、マイナンバーカードに保険証機能を紐づけたマイナ保険証をご使用ください。

また、マイナンバーカードをお持ちでない方へは「資格確認書」を発行いたします。

なお、現在交付済みの健康保険証については、健康保険証の交付廃止後、1年間の経過措置期間が設けられることとなっております。

マイナンバーカードを健康保険証として円滑にご利用いただけるよう、リーフレットを同封しておりますので、被保険者の皆様へご周知くださいますようお願いいたします。

※ リーフレットについては、当組合ホームページへの掲載及び機関紙「Smile」への同封も予定しております。

※ リーフレット記載のマイナンバーカードの保険証利用の登録方法等については、当組合ではお答えいたしかねますので、マイナポータルホームページ (<https://faq.myna.go.jp>) またはマイナンバー総合フリーダイヤル (0120-95-0178) へお問い合わせください。

2. 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大 (令和6年10月より施行)

厚生年金保険法等の改正により、特定適用事業所の要件が変更され、短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の適用がさらに拡大されます。

要件は以下のようになります。

対 象	要件	現行 (令和4年10月～)	令和6年10月～
事業所	事業所規模	常時100人超	常時50人超
短時間労働者	労働時間	週の所定労働時間が20時間以上	変更なし
	賃 金	月額88,000円以上	変更なし
	勤務期間	継続して2か月を超えて使用される見込み	変更なし
	適用除外	学生	変更なし

※ 短時間労働者の適用拡大は、厚生年金保険法等の改正に伴うものですので、これに関するご質問等については、日本年金機構へお問い合わせくださいますようお願いいたします。

※ ご不明な点やご質問などがございましたら、下記までお問合せください。

東京文具工業健康保険組合
業 務 部 業 務 課 資 格 係
電 話 03-3866-8141
資格係「1」